

議案第 27 号

大野市子育てライフサポート事業実施要綱案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

全ての妊婦が安心して出産し、全ての子育て世帯が安心して子育てできるように、妊娠期から出産を経て、子育て期に至るまでの子育てライフを切れ目なくサポートする大野市子育てライフサポート事業の実施に関し、必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市子育てライフサポート事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

大野市子育てライフサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての妊婦が安心して出産し、全ての子育て世帯が安心して子育てできるよう、妊娠期から出産を経て、子育て期に至るまでの子育てライフを切れ目なくサポートするために実施する子育てぴったりサポート並びに児童を育児する家庭の保護者の負担感の軽減及び心身のリフレッシュに資するサービスを提供するために交付する子育て応援チケットに関し必要な事項を定めるものとする。

第1章 子育てぴったりサポートに関する事項

(実施主体)

第2条 子育てぴったりサポートの実施主体は、大野市（以下「市」という。）とする。ただし、市は事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（以下「法人等」という。）に委託して事業を実施することができる。

(実施内容)

第3条 子育てぴったりサポートの実施内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 預かり型一時保育
- (2) 訪問型一時保育
- (3) 家事援助

(利用対象者)

第4条 子育てぴったりサポートを利用することができる者は、大野市に住所を有する者で、次の各号に掲げる実施内容の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

る。

- (1) 預かり型一時保育 小学校3年生までの児童の保護者で、就労、就職活動、疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等（以下「社会的にやむを得ない事由」という。）又は保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する理由（以下「レスパイト」という。）により、預かり型の一時保育を必要とするもの
- (2) 訪問型一時保育 小学校3年生までの児童の保護者で、社会的にやむを得ない事由又はレスパイトにより、訪問型の一時保育を必要とするもの
- (3) 家事援助 妊婦（母子健康手帳の交付を受けている妊婦に限る。以下同じ。）又は18歳までの児童の保護者で、家事援助を必要とするもの  
（利用時間）

第5条 子育てぴったりサポートの1日の利用時間は、午前8時から午後7時までのうち8時間以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

（利用の手続）

第6条 子育てぴったりサポートを利用しようとする者は、あらかじめ大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）利用申請書（様式第1号）を第2条の規定による事業を受託した法人等（以下「子育てぴったりサポート受託者」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（利用料）

第7条 子育てぴったりサポートを利用する者は、別表に定める金額をぴったりサポート受託者に支払うものとする。

（実績報告）

第8条 ぴったりサポート受託者は、毎月、事業の実施状況を大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書（様式第2号）により当該月の翌月10日までに、教育委員会に報告するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第9条 ぴったりサポート受託者は、委託料から第7条に定める利用料を差し引いた額の支払を受けようとするときは、大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業委託料請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によりぴったりサポート受託者から委託料の請求を受けた

ときは、その請求の内容を審査し、適当と認めるときは契約に基づきこれを支払うものとする。

## 第2章 子育て応援チケットに関する事項

### (実施主体)

第10条 子育て応援チケットによるサービス（以下「子育て応援チケットサービス」という。）の実施主体は、市とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる市内の法人等に委託して事業を実施することができる。

### (実施内容)

第11条 子育て応援チケットサービスの実施内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 預かり型又は訪問型の一時保育
- (2) 家事援助
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的又は身体的負担の軽減、不安の解消及びリフレッシュに資するサービス（以下「リフレッシュサービス」という。）

### (利用対象者)

第12条 子育て応援チケットサービスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、大野市に住所を有する者で、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 訪問又は預かりによる一時預かりサービス 生後12月までの児童を養育する保護者（以下「新生児養育保護者」という。）又は大野市家庭育児応援手当支給事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第44号）第4条に規定する支給対象者（以下「家庭育児応援手当受給者」という。）
- (2) 家事援助サービス 妊婦、新生児養育保護者、家庭育児応援手当受給者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する支給要件を満たす者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）
- (3) リフレッシュサービス 妊婦、新生児養育保護者、家庭育児応援手当受給者又は特別児童扶養手当受給者

### (子育て応援チケットの交付時期及び使用期限)

第13条 市は、次の各号に掲げる利用対象者の区分に応じ、当該各号に定める時期に応援チケットを交付するものとする。

- (1) 妊婦 妊娠届出書の提出と併せて、大野市子育てライフサポート（子育て応

援チケットサービス) 利用申請書(様式第4号)を提出したとき。

(2) 新生児育児保護者 令和5年4月1日以降に出生した児童の分として、大野市子育てライフサポート(子育て応援チケットサービス)利用申請書を提出したとき。

(3) 家庭育児応援手当受給者 令和5年3月31日までに家庭育児応援手当の受給者となっている場合にあつては令和5年4月30日までとし、令和5年4月1日以降に家庭育児応援手当の受給者となった場合にあつては認定月の翌月の月末までとする。

(4) 特別児童扶養手当受給者 令和5年3月31日までに特別児童扶養手当の受給者となっている場合にあつては令和5年4月30日までとし、令和5年4月1日以降に特別児童扶養手当の受給者となった場合にあつては認定月の翌月の月末までとする。

2 市は、利用対象者1人につき子育て応援サービス10回分のチケット(以下「チケット」という。)を交付する。ただし、利用対象者が前条各号の2以上に該当するときは、チケットを重複して交付することができる。

3 チケットの使用期限は、次の各号に掲げる利用対象者の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 妊婦 出産予定日の属する月の翌月末

(2) 新生児育児保護者 当該新生児の生後12月を経過した日の属する月の翌月末

(3) 家庭育児応援手当受給者 チケットの交付を受けた日の属する年度の末日

(4) 特別児童扶養手当受給者 チケットの交付を受けた日の属する年度の末日  
(サービスの利用方法)

第14条 チケットの交付を受けた利用対象者は、チケットを教育委員会(第10条ただし書の規定により委託した場合は子育て応援チケットサービス受託者)に提出することにより、サービスを無料で利用することができるものとする。

2 サービス利用者は、チケットを他人に譲渡してはならない。

3 サービス利用者が、第12条に規定する利用対象者でなくなったときは、その事由が発生した日の翌日からサービスの利用を停止するものとする。

(実績報告)

第15条 応援チケットサービス受託者は、毎月、事業の実施状況を大野市子育て

ライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業実績報告書（様式第5号）により当該月の翌月10日までに、教育委員会に報告するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第16条 応援チケットサービス受託者は、委託料の支払を受けようとするときは、大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業委託料請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により応援チケットサービス受託者から委託料の請求を受けたときは、その請求の内容を審査し、適当と認めるときは契約に基づきこれを支払うものとする。

（返還）

第17条 市長は、偽りその他不正な手段によって、応援チケットサービスを利用した者がいるときは、その者に対し、既に実施したサービスに要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 この要綱の実施のために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（大野市すみずみ子育てサポート事業実施要綱の廃止）

2 大野市すみずみ子育てサポート事業実施要綱（令和3年3月教育委員会告示第24号）は、廃止する。

（大野市子育てママパパの家事お手伝い事業実施要綱の廃止）

3 大野市子育てママパパの家事お手伝い事業実施要綱（令和4年3月教育委員会告示第10号）は、廃止する。

（大野市子育てママパパの家事お手伝い事業実施要綱の廃止に伴う経過措置）

4 この要綱の施行前に大野市子育てママパパの家事お手伝い事業実施要綱第5条に規定するチケット有効期限については、なお従前の例による。

（この要綱の失効）

5 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第7条関係）

| 利用世帯（児童）の<br>区分                   | 利用者の負担額（1時間当たり） |         |      |
|-----------------------------------|-----------------|---------|------|
|                                   | 預かり型一時保         | 訪問型一時保育 | 家事援助 |
| 生活保護世帯又は市<br>民税非課税世帯              | 0円              | 0円      | 0円   |
| 第2子以降の児童に<br>係る利用                 | 0円              | 0円      | 0円   |
| 多胎児第1子の児童<br>に係る利用                | 0円              | 0円      | 0円   |
| 児童扶養手当の受給<br>者又は母子家庭等医<br>療費助成対象者 | 150円            | 150円    | 150円 |
| 上記以外の世帯                           | 300円            | 300円    | 300円 |

様式第1号(第6条関係)

大野市子育てライフサポート(子育てぴったりサポート)利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

住 所

申請者氏名

電話番号( - - )

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 児童又は妊婦の氏名<br>及び生年月日 | 氏 名<br>生年月日 年 月 日  |
| 希望する実施内容            | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育<br><input type="checkbox"/> 訪問型一時保育<br><input type="checkbox"/> 家事援助<br>※希望する実施内容に「✓」を入れてください。 |
| 希望する時間              | 時 分 ~ 時 分 ( 時間)  |

市が保有する住民登録情報、税情報、児童扶養手当受給状況及び妊娠届に関する情報について、必要な範囲で閲覧することに同意します。

同意する場合は「✓」を入れてください。同意しない場合は、これらの情報を確認できる書類を提出してください。

預かり型又は訪問型の一時保育を利用する場合は次の事項についても記載してください。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 児童の健康状態   |               |
| 児童の特徴及び性格 |               |
| 緊急連絡先     | ① 電話番号( - - ) |
|           | ② 電話番号( - - ) |

様式第2号（第8条関係）

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書

年 月 日

大野市教育委員会 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第8条の規定により、報告します。

（ 年 月分）

| 利用日 | 子育てぴったりサポートの種類<br>(いずれかに「✓」)   |
|-----|--|
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |
| 月 日 | <input type="checkbox"/> 預かり型一時保育 <input type="checkbox"/> 訪問型一時保育 <input type="checkbox"/> 家事援助 |

添付書類 大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）利用申請書

様式第3号（第9条関係）

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業委託料請求書

年 月 日

大野市長 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）委託料について、大野市子育てライフサポート事業実施要綱第9条の規定により、請求します。

併せて、大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）の実施状況（ 年 月分）について、下記のとおり報告します。

記

1 委託料請求金額（ 年 月分） 円

2 請求金額の内訳

|               |    |
|---------------|----|
| 延べ利用時間 …①     | 時間 |
| ぴったりサポート単価 …② | 円  |
| 総事業料 …③（①×②）  | 円  |

|                |   |
|----------------|---|
| 受領済み利用料 …④     | 円 |
| 差引請求金額 …⑤（③－④） | 円 |

添付書類 大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書

様式第4号（第13条関係）

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

住 所

申請者氏名

電話番号（ - - ）

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第13条第1項第1号の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

1 児童又は妊婦の氏名及び生年月日

|      |       |     |              |
|------|-------|-----|--------------|
| ふりがな |       |     |              |
| 氏 名  |       |     |              |
| 生年月日 | 年 月 日 | 第 子 | （妊婦の場合は記載不要） |
| 備 考  |       |     |              |

市が保有する住民登録情報並びに家庭育児応援手当、特別児童扶養手当の受給状況及び及び妊娠届に関する情報について、必要な範囲で閲覧することに同意します。

同意する場合は「✓」を入れてください。同意しない場合は、これらの情報を確認できる書類を提出してください。

様式第5号（第15条関係）

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業実績報告書

年 月 日

大野市教育委員会 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第15条の規定により、報告します。

（ 年 月分）

| 利用日 | チケットの<br>使用枚数 | 子育て応援チケットサービスの種類<br>(いずれかに「✓」)   |
|-----|---------------|--|
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |
| 月 日 | 枚             | <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ |

※ 1時間当たりの委託料単価×チケットの使用枚数＝委託料

添付書類 使用したチケット

様式第6号（第16条関係）

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業委託料請求書

年 月 日

大野市長 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業委託料について、大野市子育てライフサポート事業実施要綱第16条の規定により、請求します。

記

1 委託料請求金額（ 年 月分） 円

2 請求金額の内訳

| 使用枚数（枚） | 請求金額（円）<br>（単価 円×枚数） | 利用状況                                      |
|---------|----------------------|---|
|         |                      | 別紙大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業実績報告書のとおり |